

ユニック車の転倒に注意！！

トラック搭載型クレーン (ユニック) 使用許可証

場内での基本ルール
制限速度15km/hを厳守すること。
第二ゲートよりの入退場は禁止です。第一ゲートより入退場すること。
(トラック搭載型クレーン作業計画書を確認すること)
仮設事務所 TEL. 0767-38-1882

トラック搭載型クレーン (ユニック) 不使用車輛

場内での基本ルール
制限速度15km/hを厳守すること。
第二ゲートよりの入退場は禁止です。第一ゲートより入退場すること。
(トラック搭載型クレーンのクレーン機能を絶対に使用しないこと。)
仮設事務所 TEL. 0767-38-1882

作業範囲の厳守

許可証・不使用
車輛の明示

アウトリガー最大張出し確認

地盤の確認

使用許可証の発行について

- ①持込機械等使用届提出(3日前)
- ②昼礼時にトラック搭載型クレーン作業予定表提出(前日)
- ③承認済み予定表に始業前点検記録及び運転・玉掛サイン
- ④許可証・不使用車輛をフロントガラス前面に掲示